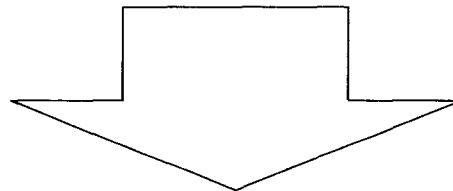


福祉と雇用の連携の強化

福祉と雇用の連携による就労支援の強化

現 状

- ・ 養護学校の卒業者の半数以上(55%)が福祉施設へ
- ・ 就職を理由に福祉施設を退所したのは年間1%



- ・ 福祉施設から一般就労への移行を進めるための事業「就労移行支援事業」を創設
- ・ 福祉と雇用がネットワークを構成して、障害者の適性に合った就職のあっせん等を行う。
- ・ このほか、雇用施策においても、精神障害者への雇用率適用を含め、さらに障害者雇用を進める。(障害者雇用促進法改正により対応)



障害者がその適性に応じて、より力を発揮して働ける社会へ

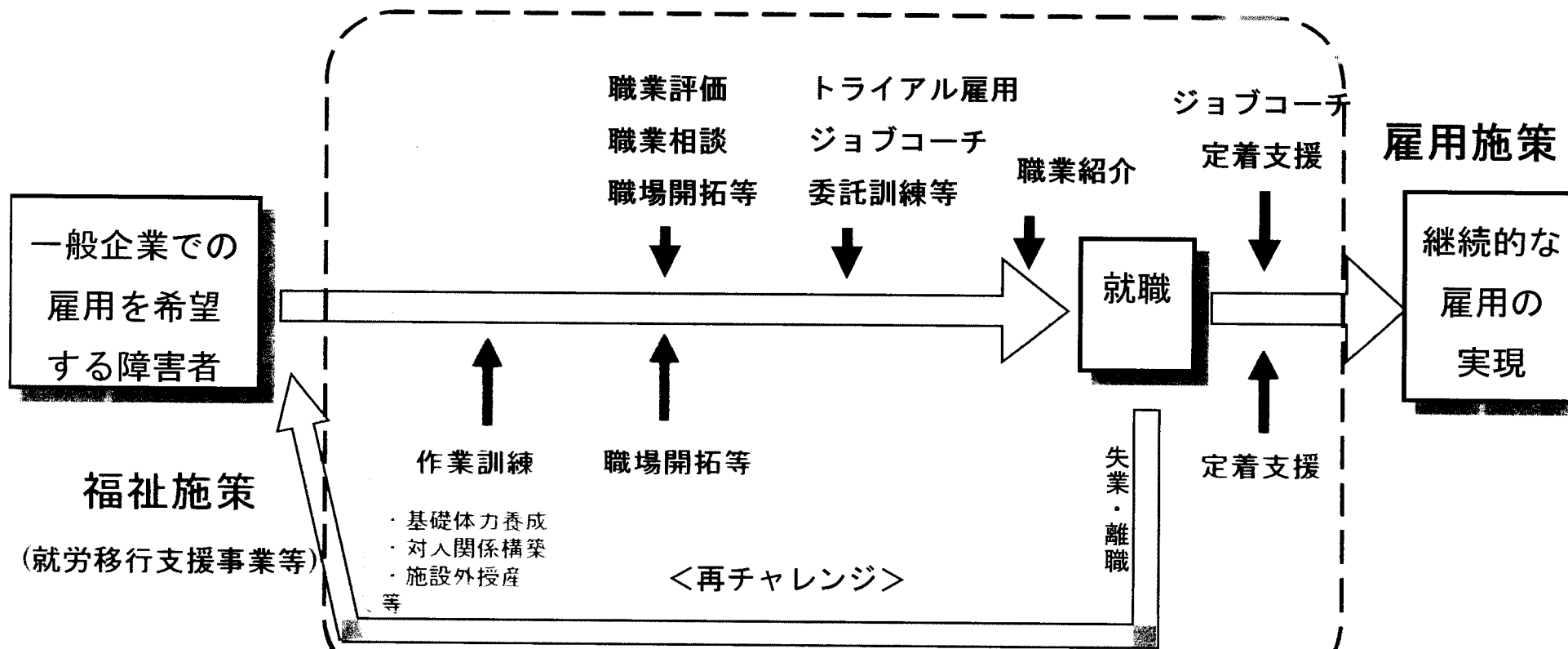
雇用と福祉のネットワークによる就労支援

障害者雇用促進法改正法に併せて創設

※ 地域障害者就労支援事業

ハローワークが福祉施設等と連携して、個々の障害者に
応じた支援計画を策定。計画に基づく就職・職場定着支援

障害者雇用促進法改正法による拡充



施設体系の見直しによる
一般就労への移行促進（
障害者自立支援法）

※ 障害者就業・生活支援センター事業

（就業・生活両面にわたる一体的な相談・助言等）

拡充

地域生活支援事業

地域生活支援事業

地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい各般の事業について、地域生活支援事業として法定化

(市町村の地域生活支援事業)

- 市町村が取り組むべき事業として以下の事業を法定化
 - ・ **相談支援、コミュニケーション支援(手話通訳等)、日常生活用具の給付等、移動支援、地域活動支援**
- 都道府県は、地域の実情を勘案して、市町村に代わって上記の地域生活支援事業を行うことができる。

(都道府県の地域生活支援事業)

- 都道府県は、特に専門性の高い相談支援事業等の広域的な事業を行うほか、サービスの質の向上のための養成研修等を行うことができる。

○ 市町村及び都道府県は、障害福祉計画において、地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項を定める。

○ 国は、予算の範囲内において、市町村及び都道府県の実施する地域生活支援事業の実施に要する必要の2分の1以内を補助する。(都道府県は市町村に4分の1以内を補助する。)